



狛福高発第 002120 号
令和 5 年 3 月 1 日

狛江市監査委員
東海林 和彦 様
同
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄
(公印省略)

財政援助団体監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 4 年 12 月 27 日付け監査委発第 000083 号により、財政援助団体監査の結果に基づき措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（高齢障がい課）

1. 補助金交付額算定について

狛江市シルバー人材センターに対する補助金の交付額は、公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、予算に定める額とし交付されているところである。しかしながら、同要綱は交付額に対し具体的な算定方法が規定されているものではない。このことから、狛江市シルバー人材センターの安定的な運営の支援を考える中で、市としても交付額の算定方法を明確にし、当該補助事業のさらなる適正化を図るため、東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱等も参考にし、補助金交付額算定の基準等について検討されたい。

講じた措置

狛江市シルバー人材センターの安定的な運営支援と補助金交付額の明確化及び適正化を図るため、東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱等を参考にし、財政課と調整の上、補助金交付額算定の基準を作成しました。また、令和5年度予算要求については、この基準に基づき補助金交付額の算定を行いました。

2. 補助金実績報告について

狛江市シルバー人材センターに行った補助は、狛江市補助金等交付規則や公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱等に則り、実績報告書が提出されているところである。しかしながら、今回の確認では報告書に添付されている決算資料については、総会で承認を受ける前の資料であった。実績報告は、狛江市の規則等により、総会開催前の提出となってしまうことから、市としては報告書の整合性を図るため、総会開催後、承認された決算資料等と実績報告書を照合するなどし、補助事業の適正に努められたい。

講じた措置

令和3年度の狛江市シルバー人材センターにおける補助金実績報告については、シルバー人材センターの総会にて承認された決算資料等を基に照合作業を行い、適正に執行されていることを確認いたしました。また、令和4年度以降につきましても、同様の確認作業を行い補助事業の適正に努めます。

3. 狛江市シルバー人材センターの規則等について

狛江市シルバー人材センターにおいては、数多くの規則や基準等が制定されているが、今回、監査を行っていく中で、その内容に一部不備等が見受けられた。このことから、狛江市シルバー人材センターについては内容の確認、見直しを行うとともに、高齢障がい課においても見直しに対し、協力、助言等を行っていただきたい。

講じた措置

令和4年11月17日に実施された現地実査の指摘内容に基づき、シルバー人材センターに対して見直しに対する助言等行った後、職員の昇任に関する基準について改正作業を行い、令和4年12月19日付けにて施行いたしました。また、今後についても必要に応じて協力、助言等を行います。